

所得税の還付申告は お早めに

- 上尾税務署では1月4日から受け付けています -



年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票と各種控除証明書など必ず原本をご用意ください。

また、医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費明細書の作成もお願いいたします。

医療費控除

あなたが、ご自身やご家族（同一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき

会社などを中途退職した方
平成23年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

還付申告の受付

上尾税務署では、1月4日から還付申告書の提出ができます。また、町でも左記の日程で受け付けます。ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは、受け付けできませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月9日(木)・10日(金) 9時～15時30分

場所 役場3階第1会議室

還付申告の問合せ

税務課町民税係 2152

上尾税務署個人課税第一部

門(申告案内窓口)

770 1800(自動音声案内)

上尾市大字西門前577

お願い 上尾税務署では、確定申告書等についてはeTaxのご利用をお願いしています。

関東信越税理士会からの

お知らせ

無料申告相談

期日 2月2日(木)～15日(水)

(土・日曜、祝日を除く)

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 年金受給者(年金収入が600万円以下) 給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受けようとする人 平成23年中の退職者 年末調整が済んでいない人

甲 電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ(9時30分～16時まで)

関東信越税理士会上尾支部

776 8777

FAX 776 8322

土地や家屋の利用方法が変わった方へ

固定資産税は、毎年1月1日時点での土地、家屋の利用状況をもとに算出しており、例年現地調査を年末年始に行っています。次の事項に該当する方は翌年度の税額が変わる可能性がありますので町に連絡をお願いします。

- ・土地の利用を変更した方
- ・(駐車場などに利用し始めた等)
- ・家屋の全部あるいは一部を

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書(普通徴収分)を送付します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。普通徴収(納付書または口座振替)で納付した方には、平成23年中の納付額を記載した「納付額確認書(社会保険料控除用)」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。なお、この確認書には特別徴収(年金天引)分は含まれません。

取り壊した方
(家屋を取り壊したが滅失登記をしていないなど、登記が残っていると課税がそのままになってしまうことがあります。)

・自宅を店舗や事務所等に変更した方

・店舗や事務所等を居住用に変更した方など

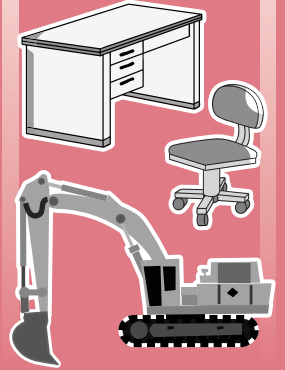
154

税務課固定資産税係 2154

ていませので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。(障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要の方は、各担当へご連絡ください。)

内容	問合せ先
国民健康保険税	保険医療課 国民健康保険係 2173
後期高齢者医療保険料	保険医療課 医療係 2175
介護保険料	福祉課 介護保険管理係 2124

償却資産の申告は 1月31日(火)までです



償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

なお、申告等について不明な点がありましたら、税務課固定資産税係(内)2154にお問い合わせください。

申告期限

平成24年1月31日(火)

申告を要する人

償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。なお、平成24年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告

書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

構築物「広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
機械および装置「コンヒューター、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
車両および運搬具「ブルドーザーなど
工具、器具および備品「机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
取得価額が20万円未満の償

償却資産に係る
固定資産税電子申告
のご案内

町では、平成21年度よりインターネットを利用した電子申告システム(エルタックス、eLTA)と、償却資産の申告が可能となっております。

利用や申告について詳しくは、町ホームページ(暮らしのガイド「税金」)をご覧ください。

「こんなときは必ず届出を」 国民健康保険

今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまう方は、国民健康保険の加入の手続きが必要です。

また、国民健康保険に加入していた方が就職し、会社等の健康保険に加入された場合には、国民健康保険からの脱退の手続きが必要となります。会社や健康保険組合から国民健康保険への連絡はありませんので、必ずご自身で町保険医療課国民健康保険係へ届

出をしてください。
特に、国民健康保険に加入される方は、しばらく期間をおいて届出した場合でも、加入日と保険料は以前の健康保険を喪失した日までさかのぼりますのでご注意ください。
同じ世帯で、次の表に当てはまるときは、忘れずに届出をしてください。

国民健康保険係(内)2173

国民健康保険に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村から発行される転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳
会社の健康保険から、本人または被扶養者が抜けたとき	会社の健康保険から本人または被扶養者が抜けた証明書(健康保険資格喪失証明書)
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書

国民健康保険から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	国民健康保険証
会社の健康保険に、本人または被扶養者が入ったとき	国民健康保険証・会社の健康保険証
国民健康保険の加入者が亡くなったとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証・生活保護開始決定通知書

その他、手続きが必要なとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で転居したとき	国民健康保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を一緒にしたり、分けたとき	
保険証の紛失や汚れて使えないとき	本人確認できるもの(運転免許証や納税通知書等)
退職者医療制度の対象となったとき	国民健康保険証・年金証書